

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上岡田店 磐田市上岡田292-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス焼津本町店 焼津市本町五丁目630-2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大池店 掛川市大池字十二ノ坪2628ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス磐田福田店 磐田市福田字村瀬戸1679-8ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス細江店 牧之原市細江字中ヤリ1121-2ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス御請店 島田市御請字中川原570ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス袋井川井店 袋井市川井字大手ノ木1210-1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス浜岡店 御前崎市池新田字下雨垂坪3836-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス富士宮小泉店 富士宮市小泉字タヤ1122-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス吉原店 富士市南町45-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日



(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス石津店 焼津市南部土地区画整理事業192街区 符号7、8、9、10

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス大岩店 富士宮市大岩字峰谷戸533-2

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス沼津原店 沼津市原字東添1050-9ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス半済店 菊川市半済字島2605ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス成滝店 掛川市成滝字榎445-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス磐田駅東店 磐田市二之宮1515-8ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
ドラッグコスモス中泉店	ドラッグコスモス磐田駅東店	令和6年1月12日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
--------	-----	-----	-------

株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日
------------	---------------------------------	----------------------	----------

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

4 変更年月日

上記のとおり

5 届出年月日

令和6年1月18日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和6年1月30日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス袋井愛野店 袋井市愛野字雨垂2967-1ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 代表取締役 横山英昭

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

氏名又は名称	変更前	変更後	変更年月日
--------	-----	-----	-------

株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1 第一福岡ビルS館4階	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1	令和5年9月1日
------------	---------------------------------	----------------------	----------

- 4 変更年月日  
上記のとおり
- 5 届出年月日  
令和6年1月18日